

【地域包括診療加算・機能強化加算に係わる揭示】

当院は地域のかかりつけ医機能を有する診療所となります。

そのため、下記に示した項目を満たしております。

- ・生活習慣病・慢性疾患の指導に係る適切な研修を終了した医師が治療を担当しています。
- ・健康診断の結果から健康管理に係る相談及びに予防接種に係る相談を実施しています。
- ・必要に応じて、適切な専門医・専門医療機関を紹介しています。
- ・必要に応じて、介護保険制度の利用等をお勧めし、相談に対応しています。
- ・通院中の患者さんについての介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に対応しています。
- ・患者さんの状況に応じて、28日以上長期処方、リフィル処方も行っています。
- ・訪問診療を行っている患者さんに対しては、夜間・休日の問い合わせに対応しています。

【外来感染対策向上加算に係る揭示】

当院では、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。患者さんやご家族等付き添いの方、当院の職員、その他の来院者さん等を感染症の危険から守るため、感染防止対策に積極的に取り組んでいます。感染防止のため、患者さんには【院内でのマスク着用等】ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

- ①当院は新興感染症の発生時等に自治体の要請を受けて発熱外来を実施する、「第二種協定指定医療機関」に指定されています。
- ②当院外来では、患者さんの受診歴の有無にかかわらず、発熱その他感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等）の外來診療に対応します。
- ③外来での感染防止対策として、発熱症状等、感染性疾患が疑われる患者さんを空間的・（時間的）に分離し、一般診療の患者さんとは導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ④院長を「院内感染管理者」と定め、医院全体で感染対策に取り組んでいます。
- ⑤当院では、職員が遵守する院内感染対策マニュアル（「感染防止対策業務指針」及び「手順書」）を定め、職員がマニュアルに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ⑥職員に対し年2回院内研修を実施し、感染防止に対する知識の向上を図っています。
- ⑦抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適切な抗菌薬を選択し、適切な量を、適切な期間、適切な投与ルートでの投与により抗菌薬の適正使用を実施しています。
- ⑧当院は、基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

*東京都との医療措置協定についての詳細は【東京都保健医療局 感染症対策部 HP】を参照ください。